

令和5年4月1日

社会福祉法人吉崎市社会福祉協議会
女性活躍推進に関する行動計画(第3次)

女性活躍推進法に基づき、本会における女性職員の活躍推進に向けた行動計画を下記の通り策定します。

計画期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日

1. 女性の活躍推進に向けた取り組み

(1) 現状と課題

本会正職員における女性職員の割合は、78%と半数以上を超えており介護サービスを中心に女性の活躍する職場であるといえる。一般事務職・相談業務については、女性職員の割合が半数ほどで介護サービスに比べて低い傾向がある。

また、役職段階における女性職員の割合についても一般事務職について、女性の割合が低い状況にある。

① 正職員における女性職員の割合 (令和5年4月1日現在)

職 種	職員数	女性職員数	
		人 数	割 合
一般事務	14人	8人	57%
相談事業	19人	11人	57%
介護サービス	92人	79人	85%
合 計	125人	98人	78%

② 役職段階における女性職員の割合 ※ (女性の数) (令和5年4月1日現在)

職 種	管理職	その他管理職	一般職	合 計
一般事務	1(0)人	6(2)人	11(9)人	18(11)人
相談事業	0人	4(2)人	20(14)人	24(16)人
介護サービス	0人	7(4)人	211(176)人	218(180)人
合 計	1(0)人	17(8)人	242(199)人	260(207)人

(2) 目 標

一般事務職の管理的役職(係長以上)における女性職員の割合を40%以上にする。

(3) 取組内容

① 管理職等を対象に女性活躍推進に関する研修を行う。

〔実施期間：令和5年10月～〕

② 職員を対象に管理職育成を目的としたキャリアアップ研修を実施する。

〔実施期間：令和6年4月～〕

2. 子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取り組み

(1)現状と課題

本会の職員の育児休業等の取得状況は、女性職員は就業規則に基づき、取得している状況であるが、男性職員については、育児休業等に対する意識が薄く、取得に至っていない。（女性：令和4年度中、育児休暇取得人数3名。）

男性職員の家事、育児の参加は、女性活躍推進のためには不可欠であり、全職員に対して意識啓発を積極的に行う必要がある。

(2)目 標

子育てを目的とする休暇の取得を促進する。目標取得率 80%

(3)取組内容

①全職員へ産後/パパ育休制度を周知・啓発し、育児休暇の取得を奨め、女性活躍推進に関する研修を行う。

〔実施期間：令和5年10月～令和7年3月〕

②管理職、一般職員への周知、啓発の実施し、男性職員の家庭生活参加を促進する。

〔実施期間：令和5年4月～令和8年3月〕